

A Study of the Land Survey in the Oda-Toyotomi Era and Kuku-daka in the Tokugawa Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4707

氏 名 木 越 隆 三

本 籍 石川県

学位の種類 博士(文学)

学位授与番号 社博乙第5号

学位授与の日付 平成14年3月22日

学位授与の要件 論文博士(学位規則第4条第2項)

学位授与の題目 織豊期検地と石高の研究

(A Study of the Land Survey In the Oda-Toyotomi Era and koku-daka in the Tokugawa Period)

論文審査委員 委員長 中野節子

委員 笠井純一, 橋本哲哉, 梅田康夫

学位論文要旨

検地で決められた石高が軍役や年貢搾取の基準となり、検地帳への登録によって土地所持権や百姓身分が法定され、近世の封建的土地所有制度が確立したと指摘されてきた。また、米納年貢が村に強制され、藩財政・幕府財政が米年貢と蔵米流通に依存した結果、幕藩制特有の流通構造が形成されたと論じられた。こうして石高や米納年貢の意味が追究された結果、石高制という鍵概念が提唱され、近世封建国家や社会に与えた特質までも論じられるようになった。

しかし、織豊期・近世初頭に行われた検地が、具体的にどのような手法で実施されたのか実証的に十分検討されてはいない。太閤検地は丈量検地、戦国大名検地は指出検地と理解され、定説として教科書記述までも拘束しているが、戦国大名・織田政権の検地手法については、まだ本格的な研究をみていない。

織豊期の検地手法を精細に追究すれば、村の役割や村請の事実注目しなければならない。村は織豊政権と対立するだけでなく、ときに妥協・協同し自らの生産の向上につなげたことに注意し、検地実施における村の役割を究明する必要がある。面積や生産性を正確に掌握すること自体は、村にとっても有益であり、村が主体的に内検地を行なうこともあった。他方で織豊政権の政策基調が検地を規定したが、年貢増徴に結果した点に目を奪われ、村の検地反対を自明とみるべきではなかろう。検地における村の役割と主体性を解明することが、本論の第一の課題である。

1950年代の太閤検地論争で政策基調や太閤検地帳の分析が行われたが、太閤検地の手法そのものへの関心は低く、また、論争の中心は太閤検地帳の分析にあったので、太閤検地帳の作成されていない地域における検地については不問に付された。しかし、太閤検地論争の与えた影響は大きく、その後の地域史研究や自治体史編纂によって史料発掘がすすみ、織豊期検地の実態は50年代に比べはるかに豊富な史実で満たされている。

北陸も例外でなく、1970年以後優れた成果が多く生まれたが、検地における村の役割は軽視されていた。最近提唱された「惣高廻り検地」論は、加賀藩独特の検地技法を解明した点で画期的であるが、これを織豊期検地に直接結びつけるには無理がある。現在の「惣高廻り検地」論では、加賀藩の「特殊な」検地技法として看過されるおそれがあり、惣高廻り検地に内在する普遍的性格を解明する必要がある。このような視点から、惣高廻り検地論の再検討も行なった。

本論の第二のテーマは「石高とは何か」である。この課題に「検地とは何か」という問いからせまり、石高の基本的性格や近世社会における役割を追究した。

織豊大名による総検地は、新領主が自己の存在を領民に知らしめる重要な政治的示威であり、検地で確定された石高（検地高）に、そのような政治的性質が投影されていた。奉行が下向して丈量検地を行なった村でも、織豊大名の政策基調に合わせ検地高を作為した以上、石高は当初より政治的性質をつよく帯びていたといわざるを得ない。

村の検地能力に依存し、かつ政策基調を実現するため石高が設定されたとするなら、検地高は一体何を表しているのか。少なくとも通説でいうような米収穫高だと言えない。このような疑問から、検地から石高を決定するまでの過程を具体的に究明し、検地高が年貢高と認識されていた段階から米収穫高と認識する段階へ変化したことを明らかにした。

第一編では越前検地（一章）・加賀検地（二章）・能登検地（三章）・越中検地（四章）・加賀藩元和検地（五章）・加賀藩正保郷帳（六章）を主に分析し、第一に、柴田勝家・丹羽長秀・前田利家など北国大名の検地手法を、検地奉行と村の協同という視点にたって分析し、丈量検地論と指出検地論の総合を試みた。同時に北陸独自の検地史料である検地打渡状の発生過程を分析し、前田領独自の検地手法の起源を検証した。また、加賀藩における表高（軍役基準の石高）の形成と検地村高との連関を考察し、村御印高の成立過程を分析した。その結果、以下のような結論を得た。

(1) 検地打渡状（一紙）を村に下付して終了する北陸の検地も、詳細な検地帳を作成した太閤検地も、ともに一筆調査にもとづいており原則的に同じとみてよい。検地の手順は、村百姓中と検地奉行が協同して行った検地作業の段階と、検地奉行の責任において打渡状・検地帳を作成した目録固めの段階に分けられる。村と奉行の協同作業は、①村の四至確定、②指出提出、③検地奉行・村方双方立合による実検・丈量、の三段階で行われたが、実検・丈量の土台になった指出帳は、村から徴集したもので、奉行は各村の帳簿作成能力、つまり内検地の能力に応じて、これを利用した。

しかし、目録固めの段階で作成された検地打渡状や検地帳は、統一基準にもとづいて作成されたので、政策基調が確立するにともない調査時の村ごとの偏差は除かれ、統一された検地打渡状や検地帳が村方に下付された。検地打渡状の作成から検地高の村請までは、織豊政権の政策基調にもとづく、きわめて領主的な政治行為で、政権の軍勢力と権威の前に村はこれを受容するほかなかった。しかし、検地作業では村が主導権を握る機会があり、奉行は村に依存せざるを得ない面をもっていた。

(2) 検地高を村請したことは、織豊政権の政策基調が貫かれた統一斗代・品位別斗代を受容したことを意味するが、現実の年貢算用にあたり、村は荒引、損免引のほか、村内の長百姓・寺社の扶持高・寄進地などの高免除を許され、さらに統一斗代からの年貢減免を要求した。その結果、年貢量は検地高の五割～六割程度に押さえられた。このように諸種の免除を容認する算用は、戦国大名と共通する所が多い。したがって、織田政権が北陸で公認した統一斗代、1石5斗は、領主・百姓双方とも年貢高と認識していたのではないか。1石5斗代を強制した北陸検地では、地種・地味・所在地によって生ずる土地生産性の現実的な差異を初めから把握しようとせず、便宜的な一率の斗代に固執したが、それは検地が生産高の掌握を、本来目指していなかったことを示すものといえよう。

(3) 豊臣政権の検地高も年貢高とみることが可能であるが、豊臣政権下では再検地が繰り返され、実態を無視した一率の検地打出しで、検地村高が強引に引き上げられた。加えて荒引・損免引の年貢免除が縮小もしくは解消されたので、村は検地高を年貢高と認識する基盤を失った。

(4) 天正19年の御前帳徴収は、豊臣政権による政策的な検地高拡大の重要な契機となり、その結果、検地高を年貢高と認識してきた百姓の意識も変化した。豊臣政権は上から一定の領知高を期待し検地高に上乘せしたので、領主側も検地高を年貢高と認識する根拠を失うことになった。とくに、検地高に一定率を掛け既定の期待される領知高を算定するような知行高決定方式が採用されると、もはや石高を年貢高とは考えなくなった。朝鮮侵略戦争中に未進・荒・走りが急増し農村荒廃がすすむと、豊臣政権と村の対立が尖鋭になった。その結果、妥当な年貢量を決定するための作柄調査（検見）が本格的に代官や奉行の手でなされるようになった。このような検見作業のことも、加賀藩では「検地」と称し、検見によって確定された年貢量を、検地高に対する比率で表示する免（年貢率）

が登場した。こうして天正期の免引つまり百姓得点を示す「免」（損免）は年貢率を示す「免」へと転換した。また、免の語義転換と平行して、実態と乖離した過大な検地高は、便宜上、米生産高と認識されるようになった。

- (5) 慶長期までの再検地と検地打出しによって、前田領の領知高 119 万石が形成され、軍役・普請役負担の基準高となり、寛永 11 年には正式に將軍から 119 万石の領知朱印状が下付され公認された。以後、この領知高が藩末まで踏襲されたが、119 万石の基礎となった検地高は、実態無視の検地打出し高であり、生産高と認識された検地高であった。また、119 万石が形成された慶長検地の頃から、検地高に免（年貢率）を乗じて年貢を算定する算用法が一般化した。

加賀・能登の元和総検地で決定した村高および、越中の慶長十年総検地で決定した村高は、過半の村で正保 3 年の郷帳高に継承されたが、他方で村高変化した村もあり、そのうち加賀・能登では村高減少に転じたほうが多く、越中では拡大に転じた村が多かった。それが、寛永 11 年の朱印高と正保郷帳高の相違を生み出し、これを正保郷帳では「籠高」として処理した。

新田高は、慶長・元和の総検地後、村高（本高）とは別個に新開検地により掌握されたが、改作仕法最終段階に下付した村御印によって、それまでの新田高はすべて村高に組み込まれたほか、検地なしで上げ高させる手上高まで強制され、藩政史上空前の上げ高が実現された。村御印高は、119 万石の表高に対する内高であるが、無検地の手上高が、改作仕法と村御印を契機に始まり、石高の作為性があらわになった。以後も手上高と検地引高によって年貢搾取の基準高（草高）は変動を続け、村御印高から乖離していったが、村も藩も村御印高を、村柄を象徴する村高とみて利用した。そこに、近世石高の政治的、幻想的な性質が極まっていると考えられる。

第二編では、能登国鹿島半郡において、天正 8 年から寛文 11 年まで 90 年にわたり独自の地方支配を展開させた長家領の検地政策、代官支配、貢租、小農生産の発展度について、四章に分け考察した。

寛文 7 年に発生した浦野事件は、長家家督をめぐる典型的な御家騒動であり、この事件が直接の原因となり鹿島半郡の接收と領地替がなされたことは周知のことである。しかしこの事件は単なる御家騒動ではなかった。加賀藩領にみられない、在地と密着した私的主従関係をもつ給人支配と、検地反対の土豪一揆（道閑事件）が主因であった。検地反対一揆の素地は、すでに寛永期に形成されており、寛永 14 年の日焼検地不正事件の考察を通して、長家の蔵入地支配の実態や検地方法の問題点を明らかにした。さらに、寛永期の長家領の領域支配の淵源を探ると、天正 20 年の鹿島半郡検地と文禄 2 年の半郡高付帳による知行地給与にたどりつく。

長氏は前田家臣でありながら独立して検地を行い、独自の貢租体系をもち村落支配を行った。しかも、天正 20 年の長家最初の鹿島半郡検地は、前田領と異なる太閤検地方式であったことは画期的であった。しかし、寛永期における長家の代官支配や見立検地の実態を分析すると、天正 20 年の検地高が年貢算用の基準高として定着せず、独特な京枡高を基準にしたり、東刈による土地掌握が復活するなど、太閤検地（石高制）からの逆行現象がみられた。こうした事例は、東北や九州でも確認される事であるが、石高制の在地浸透の遅れ、もしくは石高制の限界を示すものといえ、そこに長家領の近世的支配の未熟さが露呈していた。しかし、その遅れや限界は他領でもみられることで領地替えの直接要因ではない。長氏が前田家臣であるのに、石高制の受容・定着において前田領と大きな相違を生じさせた点こそが、寛文 7 年の家中騒動（浦野事件）や検地反対一揆（道閑事件）の基礎的要因であった。以上が、第二編で検討し展望できたことである。

最後に本書で分析した四カ国に、若狭、越後・佐渡三カ国の検地研究の成果を追加し、北陸道七カ国の信賴するに足る検地年表（天正 5～慶長 5 年）を示した。この検地年表により、北陸における太閤検地の展開と、柴田勝家にはじまる北陸独自の検地の系譜を、対比的に明瞭にした。今後の太閤検地研究の基礎データとなるものである。（おわり）

Abstract

With the task of unification, the administration of the Oda - Toyotomi implemented the Land Survey, the basis of koku - daka, and established the criteria for rice - crop taxation. their subordinates received their domains and provided the military service in accordance with their koku - daka. We call this system kokudaka - sei, because in early modern times, koku - daka supported the feudal system of the Tokugawa Period as criteria to assess tax and the social position of samurai.

In Part 1, I analyzed the Land Surveys in Echizen, Kaga, Noto and Ecchu in the Oda - Totomi Era and the koku - daka in characteristics of Genna Kenchi, and Shoho Gocho in Kaga - han. I focused on the cooperation between Kenchi Bugyo and the village with regard to the Land Survey methods used by Shibata - Katsuie, Niwa - Nagahide & Maeda - Toshiie. It is praiseworthy that the village not only resisted the regime but came to a compromise with them in order to improve productivity. It was advantageous for the villages to know precisely about the area and its productivity. I emphasized how the Daimyo depended on the Land Survey or Murauke Kenchi, the village had implemented.

Furthermore, I studied the characters of koku - daka determined by the Land Survey, indicating that koku - daka was close to the rice - crop taxation the administration wanted to get rather than the figures of their actual rice production. I highlighted the viewpoints of farmers and the master concerning how kenchi - daka changed from rice - crop taxation to rice - crop production.

In Part 2, I studied in 4 chapters how the Land Survey, Land taxation and the peasants developed The Cho family, the ruler of Kashima in Noto from 1580 to 1671.

論文審査結果の要旨

日本歴史研究の上で、1950年代に行なわれた太閤検地論争は、中世史・近世史の双方に大きな影響力を持ち続けた。しかし、中世末から近世にかけての検地の実態を究明することは後の研究にゆだねられた。検地の手法や実態の研究は、必要に迫られていたにも関わらず、一部でしか研究がなされず、しかも単発の研究に止まっていた。つまり、各地の個別研究が、相互に関係付けられていないため、より高い研究の段階に進めないでいた。これに対し、木越氏の論文は、検地手法や検地の実態を、この北陸地域で総合的に行なったものである。

木越氏の論文で評価されるべき点は、大きく言って次の三点になるであろう。すなわち(1)織田・豊臣政権下における北陸地域の検地の実態を明らかにしていった点、(2)北陸7カ国の詳細な検地年表を作成した点、(3)石高の意味の転換と免の意味の転換を相互に関連付けて明らかにした点、である。

まず(1)について。一般に検地と言えば、奉行人が実際に土地を丈量して年貢高を決めていったものと考えられがちであった。しかし、近年の検地研究が明らかにしたことは多様な検地の実態であった。木越氏は早くから、この近世初期検地の重要性を認識し、修士論文で前田政権下の検地を取り上げ、修士修了後も北陸各地域での近世初期検地について研究を続けた。その結果、例えば、指出検地と言って、農民からの指出文書をもって検地に代えるものもあり、検地帳を作成しない例もあげている。(2)は、(1)の研究を蓄積し、北陸道7カ国の検地年表を作成した。このように特定地域を網羅した検地年表は、木越氏のものがはじめてであり、検地様式相互の影響も明らかになっている。(3)については後に述べる。

さて、初期検地の歴史的重要性は、織田、豊臣、さらに徳川政権の強さ、そして、各地の領主と農民の権力関係が探れる点にある。1585年に関白に就任した秀吉は全国の土地掌握を目指し、太閤検地を実施していった。そして各地の大名に、検地の実施を命じたが、独自の方法で検地する事を黙認した。つまり、当時の各地領主のやり方に任せたのであるが、北陸で検地に当たった領主には、柴田勝家、丹羽長秀、前田利家、佐々成政などが知られる。その後1589年「検地条例」が制定され、太閤検地方式が全国に広まっていった。北陸では、天正年間に若狭、鹿島半郡で、文禄・慶長期では、越後、越前・南加賀で太閤検地が実施されていった。但し、前田利家・利長の例では、徳川政権下の元和検地でも独自の検地が行なわれていたとする。

さて、上記の(3)については、「免」が近世初期において、年貢免除と言う意味で、使われてきたものが、年貢率の「免」に変化した経過を説明している。「免」の変化については以前より言われてきた事であるが、木越氏のように、実際の検地のあり方から、極めて具体的に説明を加えた意義は大きい。

以上は全国的な点からの評価であるが、本研究は初期加賀藩政史においても評価されよう。そこでは、領知朱印高の形成過程、村御印発給の歴史的意義を追究しており、多種多様な石高を並存させる石高制の政治的側面を明らかにしている。また、加賀藩内では鹿島半郡が17世紀の半ば迄、長家領となっていたが、木越氏はこの地域の検地・徴税のあり方を中心に、農政の分析を行なっている。

越前、加賀・能登の検地研究は決して少ない訳ではない。しかし、僅かに残存した史料をもとに、検地の手法、実態を明らかにするには、それらの史料を相互に検討しあうことが不可欠であった。木越氏の論文は検地例の網羅によって、史料不足を補い、相互の関連性にまで言及する事が出来たのである。

学会ではこれまで検地について、実際に丈量検地をし、検地帳を作成するものを正当とし、それ以外の検地は正当に評価されてこなかった。本論文は正当とは考えられてこなかった多くの検地の事例を挙げることで、学会の見解に異議を唱えるとともに、今後の検地研究の良い先行研究となったと言えよう。

審査委員会では、上記に記した検地研究上の、また初期藩政史上の成果を注目すべきものとして、博士号の授与が適当であることで意見の一致をみた。